

令和8年度宿泊業人材確保事業委託業務
公募型プロポーザルに関する質疑応答

Q：事業費に関して対象外経費はあるか？（例えば、県外から来県するサービス利用者に対する補助や受託事業者が実施する人材の確保に係るサービスを事業者が利用する際の利用料の補助に充ててはいけないなど。）

A：仕様書に記載された事業内容を実現するために要する経費であればよく、対象外とする経費は定めていません。質疑内容の「例えば」以降に記載されていることについては、審査会において評価されるものと考えています。

なお、募集要領「4 契約の相手方の決定方法」のとおり、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではないことをご承知おきください。